

戻る

資料No.6-3

# 振動工具一覧表

機構等	工具の名称	別名、商品名、類似工具等	主な用途
ピストンによる打撃機構を有する工具	さく岩機	レグ式さく岩機、レグドリル、シンカー、ジャックハンマー、ドリフター、スターパー、ハンドドリル 手持ち式さく岩機をハンドハンマーと称することもある。	岩石の発破用穴の穿孔
	チッピングハンマー	エアチッパー、フラックスチッパー、フラックスハンマー	岩石の小割り、はつり、鋳物砂落とし、さび落とし、塗料落とし
	リベッティングハンマー	鋲打機、エアリベッター	造船、橋梁等の鋲打ち
	コーキングハンマー	ピーニングハンマー	鋳物の表面仕上げ、はつり、かしめ
	ハンドハンマー		岩石、金属等のはつり、かしめ、さび落とし
	ペビーハンマー		同上
	コンクリートブレーカー	エアブレーカー	コンクリート道路、建造物、基礎等の破碎
	スケーリングハンマー		さび落とし、塗料落とし
	サンドランマー		鋳物砂鋳型のつき固め
	ピックハンマー（※1）	コールピックハンマー	岩石、コンクリート等のはつり、破碎
多針タガネ（※1）	ジェットタガネ、ニードルスケーラー、ジェットチゼル	さび落とし、鋳物の砂落とし	
オートケレン（※1）	ニューケレン、スーパーケレン	はつり、さび落とし	
電動ハンマー（※2）	電気ハンマー	コンクリート道路、建造物、基礎等の破碎	

機構等	工具の名称	別名、商品名、類似工具等	主な用途	IS
（内 燃 機 関 内 蔵 可 搬 除 工 具）	内燃機関（2サイクルガソリンエンジンが主）を動力源とし、回転するエンドレスチェーン、カッターにより加工物の切断等を行う工具（エンジンの回転に伴い発生するものが主であり、また、切断の際にも発生する）	エンジンカッター	金属、石材等の切断	JIS （ び 【
	ブッシュクリーナー（※1）	刈払機、草刈機、ベルカッター	灌木（かんぼく）、雑草の刈り払い	IS

振 動 体 内	偏心モーター、振動子等を内蔵し、これによって発生した振動を利用し、突き固め、充填、	携帯用 タ イ タ	軌道の砂利つき固め	JIS 7 7 6 2 - 9 (ランマー) 【動力源の規定なし】	電動は
------------------	---	--------------------	-----------	---	-----

蔵 工 具	打ち抜き、切断等の板金加工等を行う工具	ンバ			
		コン クリ ート パイ ブレ ータ ー (※ 2)		コンクリートの均等打ち込み（充填促進）	

回 転 工 具	電動モーター、エアモーター等により回転するといし、カッター等により、研磨、研削、はつり、切断、皮はぎ等の加工を行う工具（パイブレーションドリルは、ドリルが回転するほか、往復動による打撃も行う）	携帯用研削盤、スイング研削盤、その他手で保持し又は支えて操作する型式の研削盤（製造時直径150mmを超える研削といしを用いて行う金属・石材等の研削・切断業務に限る）	(携帯用研削盤) ハンドグラインダー、アングルグラインダー、ストレートグラインダー、ディスクグラインダー、パーチカルグラインダー	溶接部等の仕上げ、さびび落とし
			(スイング研削盤) スインググラインダー、吊下げ式グラインダー	金属、石材等の研削、切断
		携帯用皮はぎ機		木材の皮はぎ
		サンダー（※2）	ディスクサンダー、オービタルサンダー	溶接部の仕上げ、さび落とし
	パイブレーションドリル（※2）	振動ドリル、電気ハンマードリル、電気インパクトドリル	金属、石材、コンクリート	

機構等	工具の名称	別名、商品名、類似工具等	主な用途	ISO
締 付 工 具	ナット、ビス等の締め付けに用いる工具（締め付け機構の打撃又はクラッチの作動に際し振動が発生する）	インパクトレンチ（※2）	ボルト、ナットの締め付け、取り外し	JIS 77 (イン パクト 作動) びナット 【空気圧】

往 復 動 工 具	電動モーター等の回転運動をクランク機構等により往復運動に変えて、刃物等を往復運動（振動）させ、切断等を行う工具	パイブレーションシャー（※2）	ハンドシャー、ニブラー	金属薄板の切断	JIS 7762-10 (ニブラ及びシャー) 【空気圧・油圧】	60745 (shears)
		ジグソー（※2）	電気ジグソー	木材、軟鋼板等の直線、曲線切り		60745 (reciprocating saws)

		卓上用研削盤又は床上用研削盤（製造時直径150mmを超える研削といしを用いて行う鋳物のばり取り、溶接部のはつり業務に限る）（※3）		
--	--	---	--	--

(参考)

		チェーンソー(※4)			ISO 2
--	--	------------	--	--	-------

(※1) この工具は、昭和50年10月20日付け基発第608号「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」に定める対象工具の「サンドランマー等」「エンジンカッター等」の「等」に該当する。(昭和57年3月24日付け労働省労働衛生課長内かん「振動工具一覧表の送付について」)

(※2) この工具は、昭和50年10月20日付け基発第608号「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」に定める対象工具には該当しないが、必要に応じ当該対象工具に準じて指導すべき工具である。(昭和57年3月24日付け労働省労働衛生課長内かん「振動工具一覧表の送付について」)

(※3) 卓上用研削盤又は床上用研削盤については、昭和50年10月20日付け基発第608号「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」に定める対象工具であるが、昭和57年3月24日付け労働省労働衛生課長内かん「振動工具一覧表の送付について」では触れていない。

(※4) 「チェーンソーの規格」(昭和52年労働省告示第85号)では、排気量40立方メートル以上のものに限定しているが、ここではそのような限定を設けていない。

